

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年3月10日

収支等命令者

佐賀県立鳥栖高等学校長 原岡 秀直

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 学校警備業務（令和7年度～令和12年度）
- (2) 履行場所 別紙「学校警備業務委託仕様書」による
- (3) 履行内容 別紙「学校警備業務委託仕様書」による
- (4) 履行期間 別紙「学校警備業務委託仕様書」による

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和6年度の警備業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上、誘致企業、または国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 警備業法施行細則（平成17年佐賀県公安委員会規則第10号）第20条に規定の即応体制の整備基準及びその他関係法令等を遵守し、緊急の事態にも対応できる体制を有すること。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次のイからキまでに掲げる

者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」と「営業概要書」を、令和3年3月18日（火）午後4時までに下記の担当所属に持参又は郵送（18日（火）午後4時までに担当所属へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」を書面で提出すること。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当所属

郵便番号 841-0038 佐賀県鳥栖市古野町600番地1

佐賀県立鳥栖高等学校 事務室

電話 0942-83-2211

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先
3の担当所属に同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

令和7年3月10日（月）から令和7年3月25日（火）までの期間、佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載します。

なお、「学校警備業務委託仕様書」は、危機管理上ホームページに掲載できないので、令和7年3月10日（月）から令和7年3月18日（火）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前8時から午後4時までの間、上記（1）において交付します。

※交付された「学校警備業務委託仕様書」は複写を行わず、「入札参加届」提出時に返却して下さい。

(3) 入札説明会

実施しません。なお、現場確認が必要な場合は、連絡があれば個別に対応します。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年3月25日（火）14時

- イ 場 所 佐賀県鳥栖市古野町600番地1
佐賀県立鳥栖高等学校 応接室
- ウ 入札方法 入札は入札書により、本人又は代理人が持参すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- エ 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期をすることもあるので、事前に前記3の担当所属に確認すること。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

イ 入札書に記載する金額は、6年間の契約期間の総額を記載して下さい。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 一人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

ウ 令和7年2月議会において、当該委託業務の予算が成立しないとき。

この場合は、佐賀県のホームページにより公告する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行ない、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行ない、落札者の決定まで同様に繰り返す。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。

(7) 当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則の定めによるものとする。